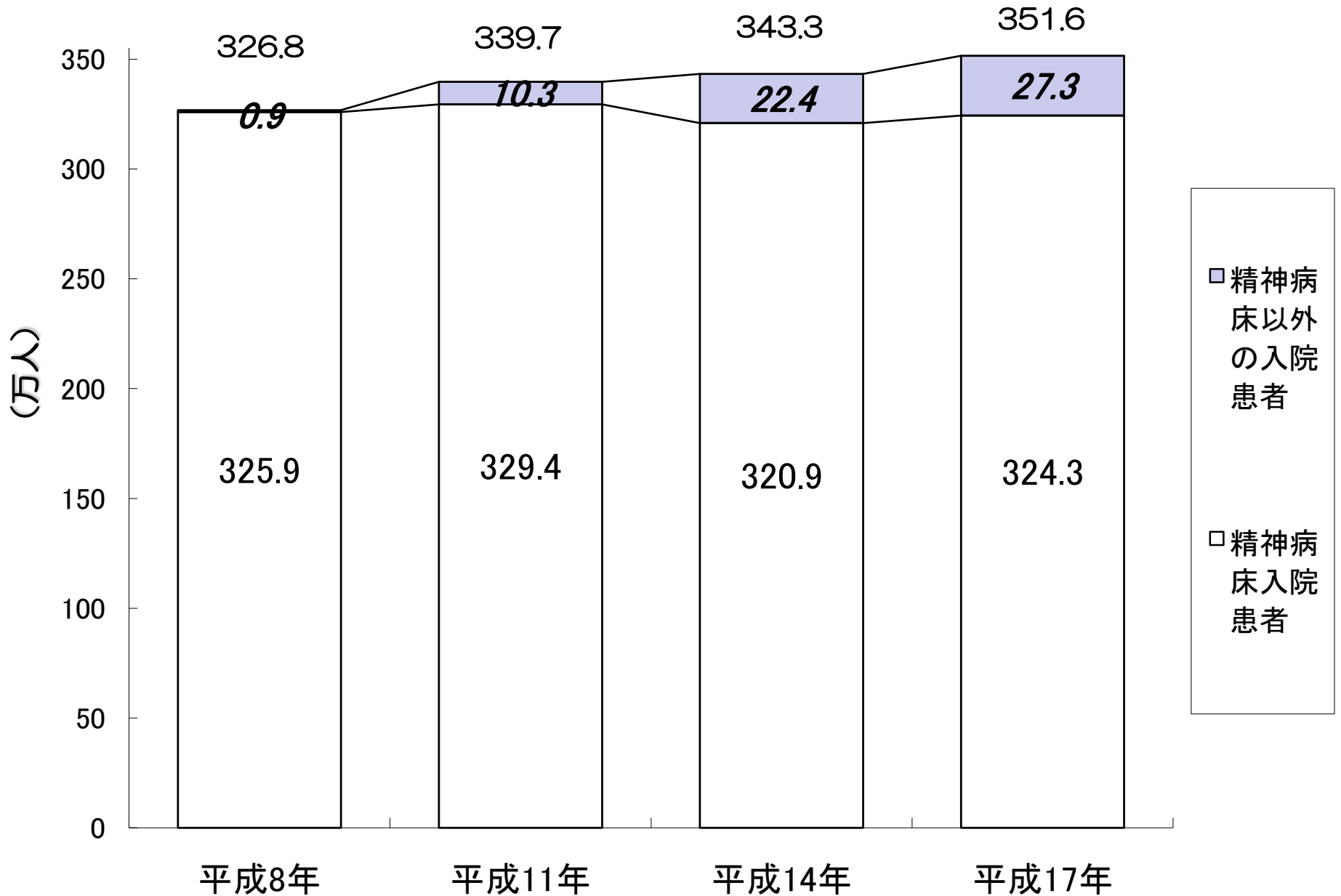
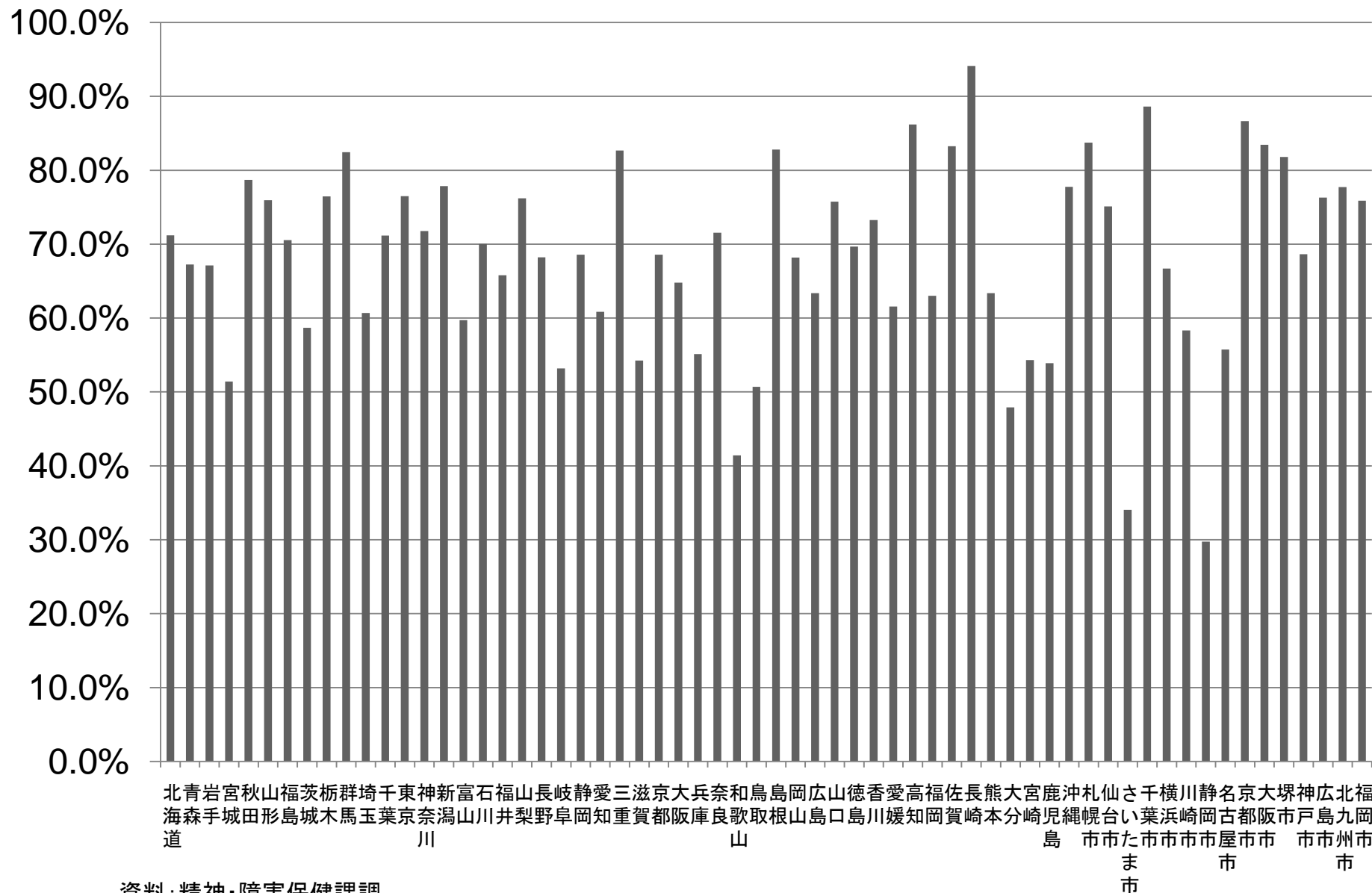


精神疾患による入院患者数の推移



任意入院患者の開放処遇の状況

(平成18年6月30日現在)



資料:精神・障害保健課調

精神保健及精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(厚生省告示第百三十号) (抄)

第五 任意入院者の開放処遇の制限について

一 基本的な考え方

- (一) 任意入院者は、原則として、開放的な環境での処遇(本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇をいう。以下「開放処遇」という。)を受けるものとする。
- (二) 任意入院者は開放処遇を受けることを、文書により、当該任意入院者に伝えるものとする。
- (三) 任意入院者の開放処遇の制限は、当該任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (四) 任意入院者の開放処遇の制限は、医師の判断によって始められるが、その後おおむね七十二時間以内に、精神保健指定医は、当該任意入院者の診察を行うものとする。また、精神保健指定医は、必要に応じて、積極的に診察を行うよう努めるものとする。
- (五) なお、任意入院者本人の意思により開放処遇が制限される環境に入院させることもあり得るが、この場合には開放処遇の制限に当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を得なければならないものとする。

二 対象となる任意入院者に関する事項

開放処遇の制限の対象となる任意入院者は、主として次のような場合に該当すると認められる任意入院者とする。

- ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合
- イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合
- ウ ア又はイのほか、当該任意入院者の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合

三 遵守事項

- (一) 任意入院者の開放処遇の制限を行うに当たっては、当該任意入院者に対して開放処遇の制限を行う理由を文書で知らせるよう努めるとともに、開放処遇の制限を行った旨及びその理由並びに開放処遇の制限を始めた日時を診療録に記載するものとする。
- (二) 任意入院者の開放処遇の制限が漫然と行われることがないように、任意入院者の処遇状況及び処遇方針について、病院内における周知に努めるものとする。

行動制限・入院中の処遇について

現状と課題

- 在院患者に占める隔離・身体拘束の割合は、都道府県等によって大きく異なっており、隔離・身体拘束に関する指導も都道府県等によって統一されていないとの指摘がある。
- 医療観察法対象者と措置入院患者を比較した研究においては、①病室の個室化や治療ステージに応じたユニット等の病棟の構造、②手厚い人員の確保や多職種によるチーム医療等の医療の内容が、拘束等の減少に資する可能性があることが示唆されている。
- 一方で、精神疾患を主傷病としながら精神病床以外の病床に入院する患者数が増加している。
- 任意入院患者については、現行制度上、開放処遇を原則としつつ個々の患者の病状に応じて閉鎖処遇を行うことも可能となっているが、実際には、閉鎖処遇を受ける任意入院患者が多くみられている。

検討

- 処遇の基準や指導監督基準等の見直しや、病室の個室化や個々の患者の病状に応じた多職種による個別処遇の実施、手厚い人員の確保等、隔離・身体拘束の最小化を図るための取組についてどう考えるか。
- また、認知症や身体合併症の増加等を背景として、今後、精神疾患を有する者が精神病床以外に入院することが更に増加することが予想されるが、こうした患者のうち、特に精神症状により行動制限を必要とする者に対する処遇について、どのように考えるか。
- 任意入院患者も含め、個々の患者の病状の変化等に対応して適切な処遇が実施されることを促す方策について、どのように考えるか。